



令和7年度厚生労働省障害者地域生活支援体制整備事業「オンライン研修」

沖縄県での取組 について

沖縄県生活福祉部 障害福祉課
令和7年10月

目次

1 沖縄県の現状

- (1) 沖縄県の人口・市町村数・圏域の現状
- (2) 沖縄県障害者自立支援協議会
- (3) アドバイザー等の配置体制

2 令和6年度補助金を活用した取組

- (1) 研修の実施
- (2) 「手引き」「Q & A」「拠点整備状況シート」

3 基幹設置、拠点整備のポイント

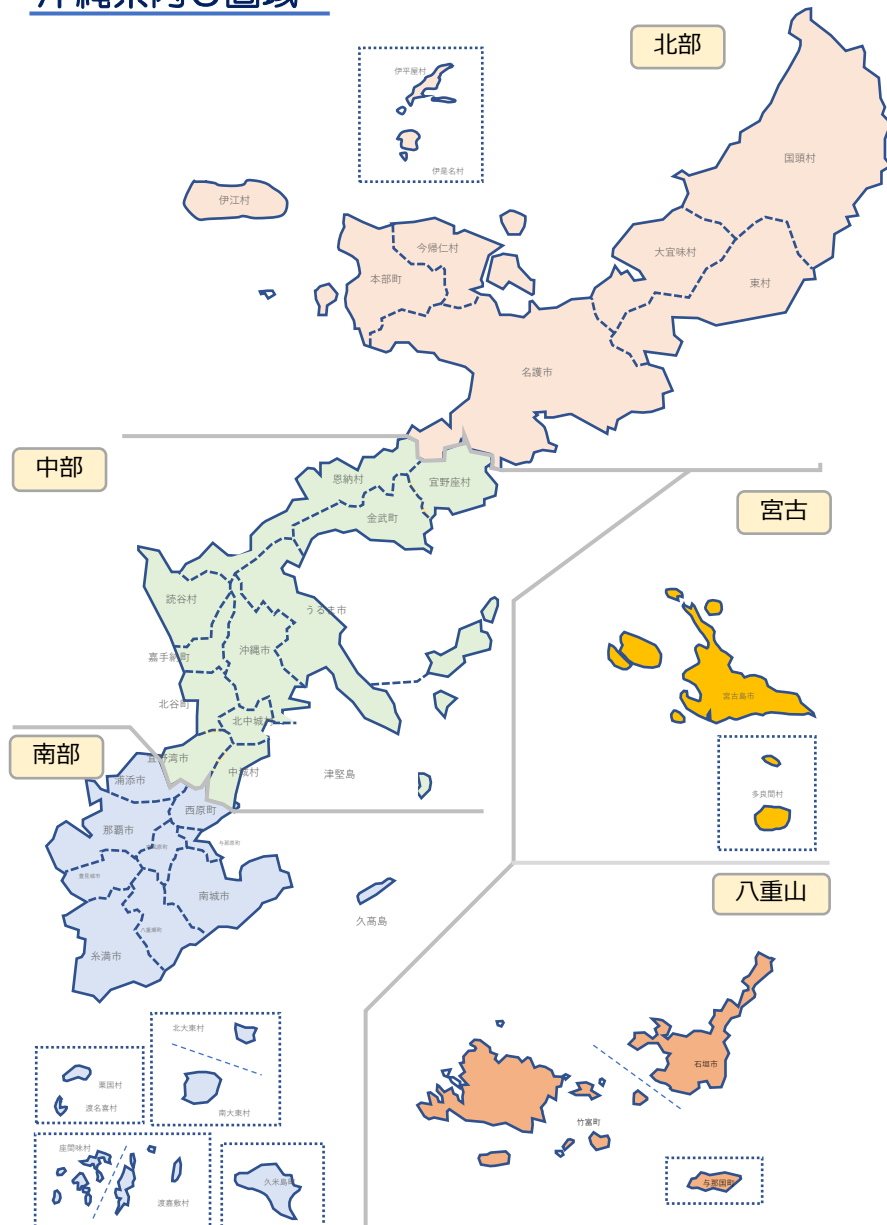
- (1) 取組例
- (2) 自立支援協議会の重要性

4 まとめ

- (1) 自立支援協議会の重要性
- (2) 市町村自立支援協議会の活性化に向けた県の支援体制

沖縄県の人口・市町村数・圏域の現状について

沖縄県内5圏域



■総人口：約148万人

■県庁所在地：那覇市

■市町村数：41市町村

■圏域数：

北部102千人、中部523千人、南部745千人
宮古56千人、八重山55千人

■沖縄県の特徴

沖縄県は、日本列島の最南西端に位置し、東西約1,000km、南北400kmの広い海域に点在する大小160余（うち有人島48）の島々で構成されています。

	R7/4/1時点
基幹相談支援センター	26/41市町村
地域生活支援拠点	22/41市町村
市町村自立支援協議会	35/41市町村
アドバイザーの配置人数	3人

沖縄県障害者自立支援協議会

沖縄県自立支援協議会

(障害者総合支援法89の3①)

【役割】

- ① 地域の実態把握・情報共有
- ② 地域の支援体制のバックアップ
- ③ 全県の課題の把握・助言
- ④ 専門的分野の支援法策の普及
- ⑤ 人材育成

【構成員（19名）】

- ① 相談支援事業者(2)
- ② 障害福祉サービス事業者(1)
- ③ 保健・医療関係者(2)
- ④ 教育・雇用関係機関(4)
- ⑤ 障害者関係団体の代表者(2)
- ⑥ 障害者等及びその家族(2)
- ⑦ 市町村(2)
- ⑧ 学識経験者(1)
- ⑨ 知事が必要と認める者(3)(圏域アドバイザー)

圏域アドバイザー 連絡会議

(地域生活支援事業)

○アドバイザーは、各圏域の市町村や事業所等の支援、情報収集、調整等を行いつつ、各分会、ワーキング、関係機関等への関与を通じ、県全体の取り組みと地域との連携を図る

○推進員を各圏域に配置し、圏域自立支援連絡会議の運営や市町村からの情報収集等により地域の支援体制の構築を図る

分会

※各分野ごとの課題等を協議、情報共有

(1)相談支援・人材育成分会

(2)療育・教育分会

(3)医療的ケア児支援分会
(「協議の場」)

(4)就労支援分会

(5)権利擁護分会
(差別解消支援地域協議会)

(6)住まい・地域支援分会

ワーキング・グループ

※特定テーマを集中的に協議

- ① ケアマネワーキング
- ② 現任研ワーキング
- ③ 初任研ワーキング
- ④ サビ管ワーキング
- ⑤ 主任研ワーキング
- ⑥ 強度行動障害ワーキング
- ⑦ ピアサポートワーキング
- ⑧ 離島支援ワーキング
- ⑨ 障害児移行支援ワーキング
- ⑩ 医療的ケア児コーディネーターワーキング
- ⑪ 就労支援ワーキング
- ⑫ 虐待防止ワーキング
- ⑬ 合理的配慮ワーキング
- ⑭ 地域移行・定着ワーキング

各圏域自立支援連絡会議

(事務局：各圏域福祉事務所)

※各圏域ごとの課題等を協議、情報共有

分会

(1)相談分会

(北部、中部、南部、宮古、八重山)

(2)療育・教育分会

(北部、中部、南部、宮古、八重山)

(3)就労分会

(北部、中部、南部、宮古、八重山)

(4)住まい・地域支援分会

(北部、中部、南部、宮古、八重山)

【関係する協議会・機関等(抜粋)】

○沖縄県障害者施策推進協議会

(障害者基本法36①)

○沖縄県発達障害者支援センター

(地域生活支援事業)

○障害者就業・生活支援センター

(地域生活支援事業※生活支援分)

○沖縄県居住支援協議会

(住宅セーフティネット法51①)

○沖縄県精神障害者にも対応した地域
包括ケアシステム構築推進連絡協議会
(地域生活支援事業)

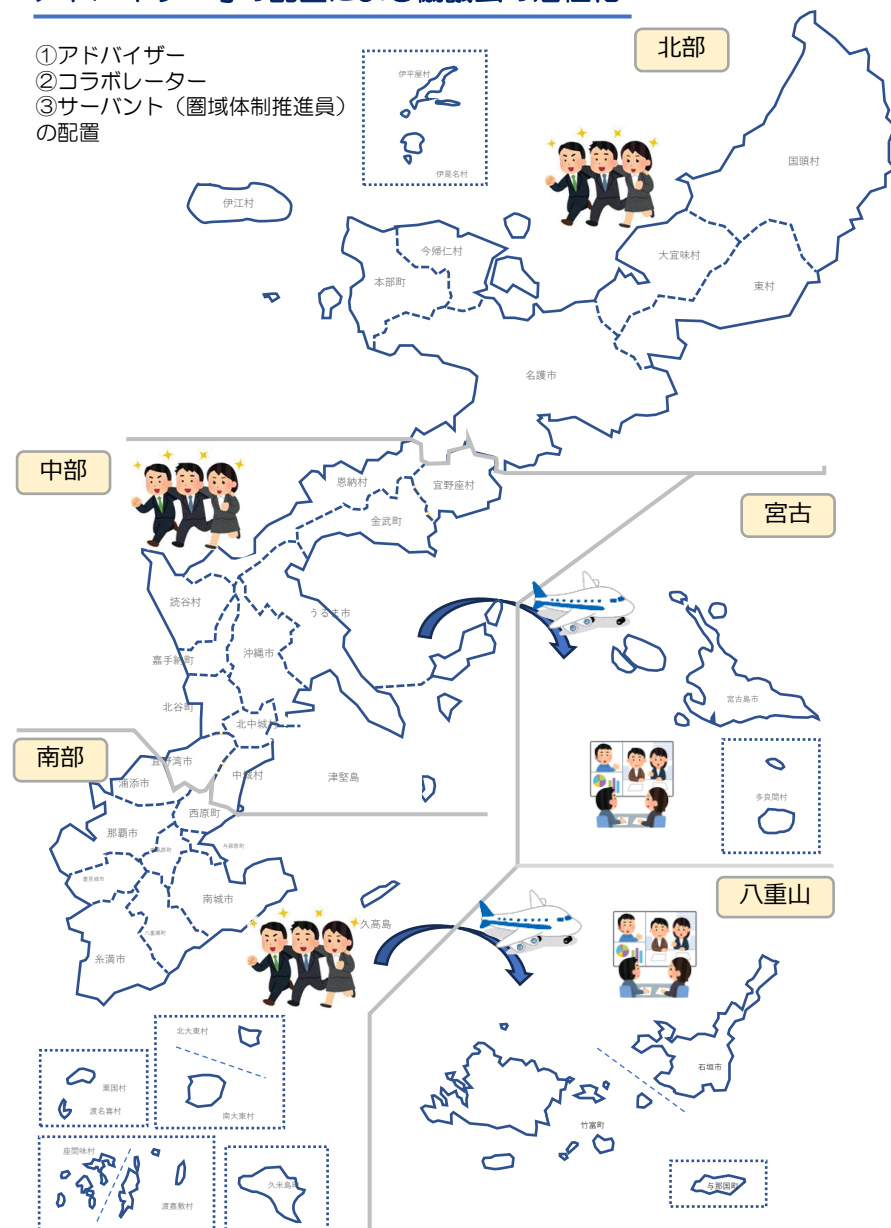
市町村自立支援協議会

(障害者総合支援法89の3①)

沖縄県障害者自立支援協議会の特徴

アドバイザー等の配置による協議会の活性化

- ①アドバイザー
②コラボレーター
③サーバント（圏域体制推進員）
の配置



1 アドバイザー配置（地域生活支援事業）

北部、中部、南部圏域にアドバイザーを3名配置。宮古圏域には、中部アドバイザーを、八重山圏域には南部アドバイザーを派遣。

事業内容（抜粋）

- 地域の相談支援体制の整備に向けた指導、調整
- **地域の協議会の設置及び運営並びに活性化に向けた事業等**
- 広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援や助言等
- **都道府県が設置する協議会の効果的な運営や活性化に向けた取組の実施。**

2 コラボレーター配置（地域生活支援事業）

北部、中部、南部圏域にコラボレーターを3名配置。

事業内容（抜粋）

アドバイザーを補佐するとともに、**県各圏域自立支援連絡会議及び県自立支援協議会の各部会における円滑な協議、連携を図るために配置。**

3 サーバント（圏域体制推進員）配置（地域生活支援事業）

北部、中部、南部圏域にサーバント（圏域体制推進員）を3名配置。八重山圏域には南部圏域体制推進員を派遣。

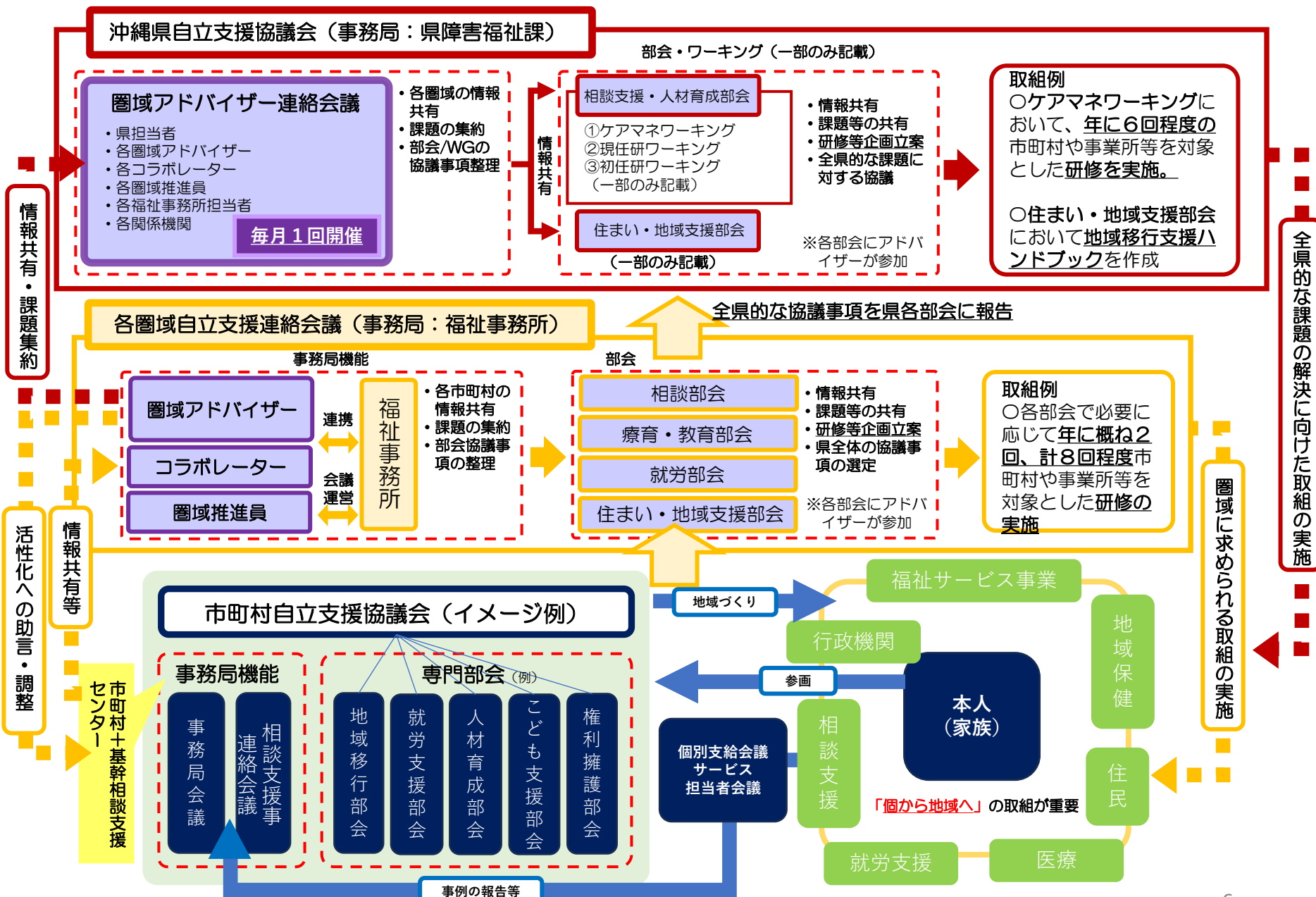
事業内容（抜粋）

アドバイザー及び各福祉事務所と連携し以下の業務を実施

- **県の圏域自立支援連絡会議の運営に係る業務の補助等**

自立支援協議会の活性化におけるアドバイザー等の役割

R7.6.26 障害福祉課



自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

令和6年度補助金を活用した取組について

成果目標

【基幹相談支援センター】

- R6.4.1時点 11市町村設置 → R7.4.1時点 16市町村設置

【地域生活支援拠点等】

- R6.4.1時点 23市町村整備 → R7.4.1時点 26市町村整備

年間スケジュール（実施内容と予定）

月	基幹相談支援センター	地域生活支援拠点等
10月		協議会ワーキングにおいて研修会内容の検討
11月		1日：研修会実施
12月	協議会ワーキングにおいて課題整理、連絡会内容の検討	研修時の質疑応答をQ&Aに整理
1月	アドバイザー連絡会議において課題整理、連絡会内容の検討	先進的な取り組み市町村に拠点整備状況シート作成依頼
2月	市町村アンケート実施（設置状況調査） 25日：連絡会開催	市町村アンケート実施（整備状況調査）
3月	連絡会資料、アンケート結果をとりまとめ、全市町村に展開予定	研修会資料、好事例、Q&A、アンケート結果をとりまとめ、全市町村に展開予定

令和6年度補助金を活用した取組（基幹相談支援センター設置に係る研修）

■令和6年度沖縄県基幹相談支援センター連絡会及び基幹相談支援センター設置に向けた意見交換会の実施

1 開催の概要

- (1) 研修会の目的
 - ・ 各基幹相談支援センターの現状と課題の共有
 - ・ 未設置市町村に対する基幹相談支援センター及び市町村からの実践報告
- (2) 開催日時
令和7年2月25日（火）13:30～16:30
- (3) 開催場所
沖縄空手会館（Zoomを併用したハイブリッド形式）
- (4) 受講対象者
市町村の行政職員、基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所職員等
- (5) 研修プログラム

時間	内容	担当者
13:30～13:35	開会のあいさつ	沖縄県障害福祉課
13:35～14:35	第1部 令和6年度沖縄県基幹相談支援センター連絡会（県内 設置済み11か所）	中部アドバイザー
14:35～14:45	休憩	
14:45～15:45	第2部 令和6年度沖縄県基幹相談支援センター設置に向けた市町村意見交換会（基幹相談支援センター及び市町村からの実践報告）	中部アドバイザー
15:45～16:15	質疑応答	沖縄大学 島村教授
16:15～16:25	圏域アドバイザーの総評	各圏域アドバイザー
16:25～16:30	閉会の挨拶	沖縄県障害福祉課

令和6年度補助金を活用した取組（基幹相談支援センター設置に係る研修）

2 研修会の様子

研修参加人数

全参加者 53名（市町村25名、相談支援事業所10名、基幹相談支援センター13名、その他5名）



3 研修後のアンケート

回収件数 21件（市町村9名、相談支援事業所5名、基幹相談支援センター7名）

(1) 基幹相談支援センター連絡会について

各市町村の基幹相談支援センターの現状と課題を聞くこと、情報共有ができてよかったという意見が多かった。その他、基幹相談支援センター（市町村）と県の連携についての提案もあった。

(2) 基幹相談支援センター設置に向けた意見交換会について

基幹相談支援センター設置に向けて参考になる取り組み（予算や人材配置等）が聞けてよかったという意見が多かった。市町村での地域資源の活用や行政との連携、役割の明確化についての意見があった。

(3) 今後、希望する研修について

市町村との情報交換、スーパービジョン、複数事業所による基幹相談支援センター設置について、対面開催でのグループワーク（部会の取り組み、研修会、地域普及啓発等の共有）

令和6年度補助金を活用した取組（地域生活支援拠点整備に係る研修）

■令和6年度 市町村職員向け地域生活支援拠点等整備・運営に係る研修

1 開催の概要

(1) 研修会の目的

- ・各市町村における地域生活支援拠点等整備の現状と課題の把握
- ・拠点等整備の好事例から整備のプロセスを学ぶ

(2) 開催日時

令和6年11月1日（金）14:00～17:00

(3) 開催場所

沖縄県スポーツ協会 会議室

(4) 受講対象者

市町村の行政職員、基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所職員等

(5) 研修プログラム

時間	内容	担当者
14:00～14:05	開会のあいさつ	沖縄県障害福祉課
14:05～15:05	講義「地域生活支援拠点等整備の促進に向けて」	埼玉県鶴ヶ島市福祉部 福祉政策課 主席主幹 藤川 雄一
15:05～15:15	休憩	
15:15～16:00	グループワーク：市町村の現状報告と講師への質問事項の整理	中部アドバイザー
16:00～16:45	質疑応答	埼玉県鶴ヶ島市福祉部 福祉政策課 主席主幹 藤川 雄一
16:45～17:00	圏域アドバイザーの総評	各圏域アドバイザー

令和6年度補助金を活用した取組（地域生活支援拠点整備に係る研修）

2 研修会の様子

研修参加人数

全参加者 57名（市町村25名、相談支援事業所23名、基幹相談支援センター8名、その他1名）



3 研修後のアンケート

回収件数 34件（市町村17名、相談支援事業所12名、基幹相談支援センター5名）

(1) 講義内容について

「参考になった」や「具体的にやるべきことが分かった」などの意見のほか、クライシスプランの具体的な作成事例や体験の場の活用事例など、もう少し詳しく説明を聞きたかったとの意見もあった。

(2) グループワークについて

「他市町村の状況がわかり参考になった」の意見が多く、グループワークの時間を長く設けてほしかったとの意見も多くあった。

(3) 今後、拠点整備に向けて取り組みたい事

「対象者のリスト化」の意見が多くみられ、その他の意見として、「地域における拠点のニーズの把握」や「課題の整理」などが挙げられていた。

令和6年度沖縄県基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備促進事業

地域生活支援拠点等整備に関する手引き

2025年 3月

目次

1. 地域生活支援拠点等整備・運営に関する市町村職員向け研修会概要	1
2. 研修会資料「地域生活支援拠点等整備の促進と充実に向けて」	2
3. 地域生活支援拠点等整備・運営に関する市町村職員向け研修会 Q & A	16
Q 2 関係：地域生活支援拠点等の好事例集（令和6年3月厚労省作成）	18
Q 6 関係：多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について	26
（令和3年31日子第0331第9号、社援第0331第15号、障発0331第11号、老発0331第4号）	
4. 地域生活支援拠点等整備に関する厚労省通知	
地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について	47
（R6.3.29 障発第0329第1号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）	
地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業の実施について	55
（R6.3.29 障発0329第8号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）	
5. 整備事例（読谷村）	59
6. 地域生活支援拠点等の整備状況（令和7年2月14日時点）	71

令和6年度補助金を活用した取組（地域生活支援拠点整備に係るQ&A）

令和6年度地域生活支援拠点等整備・運営に関する市町村研修会 Q&A

Q1	拠点利用対象者を事前に登録した場合にどこまでの緊急対応にするか。登録後に状況が変わっているかどうかを確認するにはどうしたらよいか。緊急の定義を決めたほうがよいのか。（本島中南部圏域）
(回答)	緊急は、その地域で具体性のある定義をした方がよい。普段と違う状況への対応が全て緊急対応ということではなく、他の形で対応できるものはそれで対応した方がよい。 緊急時の定義（総合支援法規則第65条の14の2）については、ご本人の障害の特性、親亡き後、介護者の突然死や病気に起因する、いつ起こるかの予測が難しい事態を想定している。また、障害福祉サービス利用者については登録後の確認方法として、モニタリング期間を標準より短くするなど検討する必要があるほか、サービス等利用計画に緊急時の対応（クライシスプランのように、いざというときの対応をプランの中に入れておくことよいためではないかの趣旨）を示してほしい。
Q2	普段サービスを利用していない、支給決定もない、手帳未交付等の場合でも事前に登録したほうがよいのか。また、家族が必要ないと思っているケースへの対応はどうしたらよいか。（本島中南部圏域）
(回答)	拠点利用対象者にサービス未利用者も含めて考える場合、埼玉県の高橋北圏域の事例（厚労省HP「令和5年度障害者総合福祉推進事業 課題番号19」参照）を確認いただきたい。その事例では初めに対象者を具体的に定義し、その対象者を行政が台帳からのパッチ処理等により機械的に抽出してリスト化、「（一定の基準に基づいた）対象家庭を全て訪問して説明している」という前提を作った上で、サービス未利用者や必要性を感じていない世帯を含めたアウトリーチを拠点コーディネーターを中心に行っている。観ヶ島市では高齢単身世帯への民生委員の訪問活動や避難行動要支援者へのアプローチでも同じような方法を取っている（今後、そのような取組と連携して行うことも考えられる）。
Q3	5つの機能に対して行政が予算化するときの優先順位についてお聞きしたい。（本島中南部圏域）
(回答)	予算化の優先順位については、地域の実情に応じて決めていただきたい。 拠点等の整備に関する財政支援としては、地域生活支援事業の市町村任意事業「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業」が活用できる。なお、拠点コーディネーターの配置に係る経費については、障害福祉サービス等報酬（地域生活支援拠点等機能強化加算）により評価されることとなるため、加算の算定要件を満たすための実施体制が整備されるまでの間に限り、補助対象となる。
Q4	より良い地域生活支援拠点等の整備についてお聞きしたい。（本島中南部圏域）
(回答)	対象者を把握し、個々個別の対応の見直し（計画）を立てているということをもって、拠点の整備ができているという考え方もある（※）。当初から完璧な拠点整備を目指すのではなく、まずはできることから拠点整備を進めることが重要。その後、対象者力・率UPや対象者の範囲を広げること、徐々にバージョンアップにつなげてほしい。 また、対象者がサービス利用者の場合、利用中の施設を緊急時の受け入れ先とする等の工夫により、本人が望まない施設入所を減らす取り組みとしてはどうか。 （※）この場合、その個別計画に位置付けられた社会資源が地域生活支援拠点等を構成するという考え方となり、各事業所が地域生活支援拠点等として認定される取組が望ましい。
Q5	自立支援協議会の中で具体的にどんなメンバーとどんなプロセスを経て予算化につながったのかを聞けたら（本島北部圏域・龍島市町村）
(回答)	自立支援協議会等で外形的な要因（手帳所持者、独居等）により対象者を決め、行政担当がその要件に合致する者をシステムから抽出し名簿化。それをもとに拠点コーディネーターが、安否確認をしてまわるといったことを行った事例がある。 地域生活支援事業の市町村任意事業「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業」の活用により体験利用等居宅確保事業、専門人材の確保・育成等の事業や拠点コーディネーター事業が実施可能。拠点コーディネーター配置に関しては、障害福祉サービス等報酬（地域生活支援拠点等機能強化加算）により評価されることとなるため、加算の算定要件を満たすための実施体制が整備されるまでの間に限り、補助対象となる。

令和6年度地域生活支援拠点等整備・運営に関する市町村研修会 Q&A

Q6	龍島市町村の地域、緊急時受け入れについて老人施設は制度上可能なのか（本島北部圏域・龍島市町村）
(回答)	老人施設を含め社会福祉施設について、補助金（主に施設整備費のこと）を使って建てている場合、補助金の目的外使用とされてしまうため、厳しい場合もあるが、重層的支援体制整備事業や包括的支援体制整備の関係で、一部既存施設について活用できるとした通知もある（※令和3年3月31日付子ども家庭局長、社会援護局長、老健局長連名通知「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」※指定基準や人員・設備基準、報酬や財産処分（これが施設整備費等）との関係が示されている）包括的な支援体制整備が事例集で出ているので参考にしてください。
Q7	拠点整備は進んでおり、登録事業所のトップは理解しているが現場のスタッフへの伝え方はどうしたらいいのか（本島中南部圏域）
(回答)	法人の管理者の理解をえるということがポイントになる。市町村の自立支援協議会の場を利用できること。 行政職員と基幹相談支援センター職員と一緒に事業所を訪問し、現場スタッフに趣旨やわかりやすいケースを使っての説明を行う取り組みは効果的と考える。
Q8	緊急事態の線引きができない。現場からしたら拠点の動きが見えにくい印象。行政とのうまい協力の仕方があれば教えてほしい（本島内中南部圏域）
(回答)	親亡き後など想定ができる緊急事態に対応することが最低限必要と考える（それ以外も対象とするのも不可ではないが、スタートアップ時にはハードルが高いのではないかな）。その事態が起きるかどうかが、どこまでを緊急と捉えるかの線引きは難しい。事例を積み重ねていくことで、緊急で対応するかどうかの判断ができるようになると思う。
Q9	拠点コーディネーターの実際の動きを教えてください（本島内中南部圏域）
(回答)	予防のために動くのが拠点コーディネーターの普段の役割で、緊急時の対応のみをするということではないのが前提。緊急時の対応についてすべて拠点コーディネーターがやるというわけではなく、サービスを利用している場合、計画相談員が調整の中心となるのが基本。その場合、計画相談員をバックアップするのが拠点コーディネーターの役割。 例えば、緊急ショート調整するケースの場合、計画相談の相談員は事業所の詳細が不明だったり、調整を全部行う余裕がないことがある。ショートの情報提供をしたり、調整と一緒にやるなどが拠点コーディネーターの役割となる。緊急時に計画相談支援の人と一緒に、社会資源の調整をすること、平時は体制づくりが拠点コーディネーターの仕事。
Q10	短期入所ではなくて通所のB型事業所を宿泊した場合の対応の予算について（本島内中南部圏域）
(回答)	自立支援給付の加算で対応できる場所はすばらしいが、いざという時の予算は、他にも確保しておく使い勝手もよい。講義部分でも説明したが、そんなに多額にはならない。この部分は地域生活支援事業等補助金も使えるし、前の例のように他の財源の活用も考えられる。

令和6年度補助金を活用した取組（地域生活支援拠点整備状況シート）

読谷村

1 地域生活支援拠点等の整備状況

設置方法	単独設置（面的）で拠点整備。
実施要綱の有無	有
予算	緊急時の受け入れに関してのみ、村単費で予算確保している。
整備プロセス	令和2年：地域生活支援拠点等事業を開始。 緊急時の受け入れ体制を確保。 令和6年：地域生活支援拠点等整備事業を開始。

2 各機能の詳細

相談	R5年度実績：5件 ①位置付けられている機関 ☐ 基幹相談支援センター ☐ 委託相談事業所 ☒ 計画相談事業所（5事業所） ☐ その他の事業所又は機関 ②24時間相談体制の確保 ☐ 単独の相談支援事業所による体制 ☒ 複数の相談支援事業所による体制 ☐ グループホーム等の連携による体制 ③対象者 ☐ 法定サービスの障害者等 ☐ 事前登録者（法定サービスの対象者を除く） ☒ 全ての障害者等（法定サービス対象者を除く） ④整備にあたっての工夫した点 地域生活支援拠点等として位置付けを受けることのメリットを丁寧に説明し、地域の障がい者等にとって必要な体制というだけでなく、支援者にとっても意義あるものであることを理解していただいた。
----	---

緊急時の受入・対応	R5年度実績：6件 ①緊急時の定義 定義づけしていない。 ②「緊急時」のマニュアルやフローチャートを策定しているか。 ☒ 策定している ☐ 策定していない ③拠点等として確保している空室の合計数（〇室） ☐ 短期入所事業所 ☐ 障害者支援施設 ☐ グループホーム ☐ 宿泊型自立訓練 ☐ その他（マンション等）
体験の機会・場	R5年度実績：0件 ①「体験の機会・場」に関する実施機関 ☐ 短期入所事業所 ☐ 通所事業所 ☐ グループホーム ☐ 障害児関連の事業所 ☐ 宿泊型自立訓練 ☐ その他（ ） ②対象者の範囲 ☐ グループホームの体験利用 ☐ 一人暮らしに向けた体験宿泊 ☐ 緊急時の対応を想定した体験利用 ☐ 通所事業所の体験利用 ③ニーズの把握方法 ①協定5事業所と月1回の定例会で登録者等の確認。
専門的人材の確保・養成	R5年度実績：0件 ①実施している研修 ☐ 強度行動障害への対応 ☐ 医療的ケアが必要な人への対応 ☐ ひきこもりへの対応 ☐ その他支援が困難な人への対応 ②外部研修の情報収集の有無 ☒ あり ☐ なし ③②で収集した研修の情報の関係機関に対する情報提供の有無 ☒ あり ☐ なし

令和6年度補助金を活用した取組（地域生活支援拠点整備状況シート）

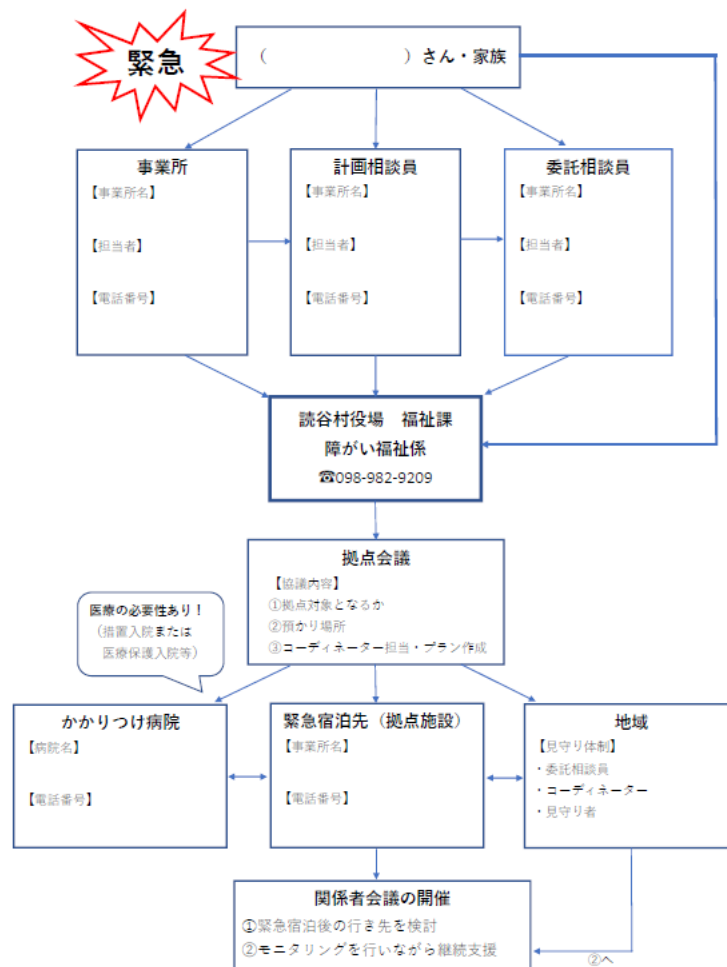
3 拠点コーディネーター

配 置 状 況	☐ 配置有り ☒ 配置無し ※以下コーディネーターを配置している場合 ①配置先 ☐ 基幹相談支援センター ☐ 委託相談事業所 ☐ 計画相談事業所 ☐ グループホーム、障害者支援施設、宿泊型自立訓練等の事業所 ☐ 拠点単独の事業所・事務室 ②コーディネーターの資格要件 ☐ 協議会への参画又は運営の実績 ☐ 障害者等に対する相談支援や地域移行に係る支援等に相当期間従事した者 ☐ 社会福祉士など障害者支援に関する一定の知識及び経験を有する者
予 算	
業 務 内 容	☐ 緊急時の支援が見込めない障害者等の事前把握や登録 ☐ 常時の連絡体制の確保 ☐ 緊急時のコーディネートや相談支援等の個別対応 ☐ 入所施設・病院からの地域移行ニーズの把握 ☐ 在宅の障害者等の地域生活継続の支援ニーズの把握 ☐ 地域の知見宿泊先や緊急受け入れ先の確保・開拓 ☐ 専門性を高めるための人材養成研修の企画・実施
効果のあった事例等	

4 地域生活支援拠点等の運営状況

自治体関与の状況	定期的な会議(部会等)で状況把握及び課題整理を行う。
地域生活支援拠点等の検証や検討方法	障害福祉計画に地域生活支援拠点整備を位置づけ、3年ごとに見直しを行っている。

読谷村地域生活支援拠点事業 緊急時フローチャート



基幹設置・拠点整備のポイント① 北部圏域の取組例

1 現状

北部



基幹設置数 9市町村
拠点整備数 8市町村

1市1町7村（内3離島村）
人口≒102,800人
市 ≒ 64,000人
町村 ≒ 38,800人

2 課題

■北部圏域における課題

- (1) 北部圏域は、名護市を含む8つの小規模離島町村で構成されており、町村内の資源（人材、福祉サービス事業所、専門職）の不足が課題であった。

3 取組

県取組

※圏域自立支援連絡会議
スライド 4,5,6参照

■アドバイザーによる働きかけについて

(1)委託相談支援事業所への働きかけ

- ・圏域自立支援連絡会議（相談部会事務局会議 月／1回
参加者：北部福祉事務所＋圏域アドバイザー＋委託相談支援事業所等）委託相談支援事業所 が担当している市町村の基幹相談支援センター設置に向けての取り組み等確認、対策を検討。
- ・基幹相談支援センターの機能と役割について共有

(2)市町村への働きかけ

- ・圏域自立支援連絡会議にて（相談部会 年／2回
参加者：北部福祉事務所＋圏域アドバイザー＋市町村＋委託相談支援事業所等）へ参加、基幹相談支援センター設置に向けての課題等整理、他の圏域市町村の情報等提供。
- ・基幹相談支援センターの機能と役割について共有
- ・市町村の障害者福祉計画に取り上げられているか等確認

■8町村共同委託の実施について 調整会議の開催

- (1)個々の町村で考えると資源（人材、福祉サービス事業所、専門職）の不足が課題となる。

広域的にみると

- ・委託相談を行ってきた相談支援事業所が複数ある
- ・主任相談支援専門員が複数名いる
- ・予算も8町村で分担

8町村に呼びかけ小規模町村における基幹相談支援センター設置に向け、具体案を提言⇒広域設置+複数事業所委託

市町村取組

■県のアドバイザーによる働きかけを受けた市町村での取組について

(1)自立支援協議会にて協議

各市町村の自立支援協議会にて 相談支援体制強化（基幹相談支援センター設置に向けて）と題し毎回協議ポイント

- ・基幹相談支援センターの機能と役割について共有
- ・我が街の基幹相談支援センター像について確認
- ・人材について
- ・具体的な設置方法について
単独設置？広域的に設置？ 直営？委託？

■8町村共同委託の実施に係る市町村での取組について

- (1)8町村の行政担当者、委託相談支援事業所3ヶ所
圏域アドバイザー、県（福祉事務所）にて基幹相談支援センター設置に向けて会議開催。
8町村における状況を勘案し8町村で共同で設置することを確認、共同設置、3ヶ所の委託相談支援事業所（主任相談支援専門員が在する）へ委託することを確認
予算確保し7年4月1日
北部圏域8町村基幹相談支援センター設置へ

4 設置に向けたポイント

県取組

■県による市町村自立支援協議会の支援の重要性について

(1)自立支援協議会の活用

小規模市町村においては、1人担当者が複数事業を受け持たざるを得ない状況が散見される。障害福祉分野はやもすると優先順位が低くなる傾向もあるため、協議会での個別事例、その他検討事項等進捗等、定期的に確認して行く必要がある。

(2)圏域アドバイザー配置

- 県内各圏域に配置されているアドバイザーにより市町村協議会の協議内容、相談支援体制強化、人材育成、資源開発等々、共に悩み協働する。

(3)圏域自立支援連絡会議の活用 他市町村の情報共有

新たな取り組みを始めるにあたり、市町村の担当者より「他の市町村はどうなっていますか」とよく耳にします。

他市町村の情報提供。

圏域自立支援連絡会議（圏域内市町村参加）において各市町村より取組み状況等報告しお互いの情報共有することもポイントです。



市町村取組

■市町村における自立支援協議会の重要性について

(1)地域づくり、協議の場合

今回の8町村共同における基幹相談支援センター設置に漕ぎつけたのは、各市町村毎に行われてきた自立支援協議会で時間をかけ相談支援体制について協議を重ねてきた結果であると考えます。

基幹相談支援センターの機能と役割とは

我が街にあった相談支援体制

基幹相談支援センター像 等毎回テーマにして来た。

(2)新たな仕組みづくりに向けた取り組み（知恵と汗を出し合う）

町村内の資源（人材、福祉サービス事業所、専門職）の不足の課題が見えてきた。

圏域自立支援連絡会議にて近隣町村も同じ課題を持っていることを共有

個々の小規模市町村で課題解決することは容易ではないことも圏域内市町村の共通認識となった。

それぞれ町村の協議会に持ち帰り検討。

結果⇒北部圏域8町村基幹相談支援センター

「共同設置」＋「複数事業所への委託」

基幹設置・拠点整備のポイント② 中部及び南部圏域の取組例

1 現状



基幹設置数 7市町村
拠点整備数 7市町村

11市町村
3市3町5村
人口≒523,000人
市 ≒369,000人
町村≒154,000人

2 課題

■中部圏域における課題

特に沖縄県においては、従来から委託相談支援事業所が基幹相談支援センターに近い役割を担ってきた経緯があります。

その結果、両者の機能や役割の線引きが不明確となり、現場では混乱を招く場面も見られました。こうした背景を踏まえ、各市町村における基幹相談支援センターの設置は、他地域と比べてその進展がかなり遅れたように思います。

3 取組

県取組

■アドバイザーによる働きかけについて

(1)基幹相談支援センターについて

基幹相談支援センターの設置に向けては、各市町村の実情に応じた整備の提案を行いました。特に小規模町村においては、3障害に対応できる人材の確保が課題となっており、その解決策の一つとして、具体的な運営体制の案を提示しました。例えば、基幹相談支援センターの中心となる法人を定め、他の複数法人から職員を出向させて人材を確保した事例や、地域内の複数法人が共同企業体を結成し、運営を受託する方式などを紹介しています。

このように複数の法人が連携してセンター運営に取り組むことで、人材不足の解消が期待できると共に、事業所間の横の繋がりが強化される効果も見込まれます。今後も圏域全体で協力体制を構築しながら、持続可能で質の高い相談支援体制の整備を進めていくことが重要です。

市町村取組

■県のアドバイザーによる働きかけを受けた市町村での取組について

(1)基幹相談支援センターについて

県協議会が主催する研修や圏域の相談部会での協議、更には圏域アドバイザーの巡回を契機に、各市町村の協議会において基幹相談支援センターの在り方についての協議が始まりました。当初は、委託相談業務と基幹相談支援センターの役割の違いが分かりにくいとの声が多く寄せられ、設置が進みにくい状況にありました。

特に沖縄県では、従来から委託相談支援事業所が基幹相談支援センターに近い機能を担ってきた経緯があり、その線引きに現場が困惑していたことが背景にあります。しかし、事例を基に役割の違いを丁寧に整理し、根気強く説明を重ねたことで、次第に市町村の理解が深まり、設置が一気に進むようになりました。

3 取組

県取組

■アドバイザーによる働きかけについて

(2) 地域生活拠点等整備について

圏域アドバイザーは、圏域内の相談支援部会や市町村巡回を通じて、地域生活拠点等の整備状況を確認しました。

各市町においては、地域生活拠点の概念やその重要性について一定の理解が進んでいる一方で、具体的な運営方法や整備の進め方に関しては依然として戸惑いが見られました。そこで、アドバイザーは各協議会の相談部会や住まい部会に積極的に参加し、他地域での実践事例を紹介しながら、地域生活拠点の在り方について具体的に説明を行いました。

また、説明会や勉強会が単発的な取り組みで終わることのないよう、可能な限り継続的に部会へ参加し、協議の進行を見守ることで、各市町の理解の深化と実際の整備推進につながるよう支援を続けました。

市町村取組

■県のアドバイザーによる働きかけを受けた市町村での取組について

(2) 地域生活拠点等整備

地域生活拠点等の整備においては、各地域の事例を基に協議を重ねることで、特に「相談」と「緊急一時預かり」の体制整備に関する議論が活発となり、具体的な取り組みへと発展しています。

特に緊急対応が発生した際には、原則48時間以内に状況を確認し、拠点会議を開催のうえ支援方法を決定します。その際、短期入所事業所に限らず、障がい福祉サービス事業所全体で受入体制を確保しております。**（地域生活支援拠点事業に係る障がい者等緊急一時保護については、単費その予算の確保をしている）**

さらに、精神科病院との連携による「医療保護入院」や「やむを得ない事由による措置入所」についても、柔軟に対応しています。加えて、地域資源として空き家の活用を検討し、多様な場面で利用可能なお試し住居の整備にも着手しています。さらに、強度行動障害を有するなど支援の難しい利用者に対しては、居宅介護と短期入所を併用した派遣支援の仕組みについても検討を進めています。

4 設置に向けたポイント

県の取組

■県による市町村自立支援協議会の支援の重要性について

基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備は、いずれも市町村に設置されている地域自立支援協議会の中で検討・協議されるべき重要な事案です。したがって、地域自立支援協議会が形式的なものにとどまらず、実効性のある議論と意思決定がなされる場であり続けることを強く望みます。

そのためには、まず協議会の事務局体制の強化が必要であり、特に担当職員の異動時における適切な引継ぎが確保されることが不可欠です。また、地域の相談支援体制全体を牽引していくリーダーとなる人材の育成も、今後の継続的な体制づくりにおいて重要な要素となります。地域に根ざした持続可能な相談支援体制の構築に向けて、協議会の機能強化が今こそ求められています。

市町村の取組

■市町村における自立支援協議会の重要性について

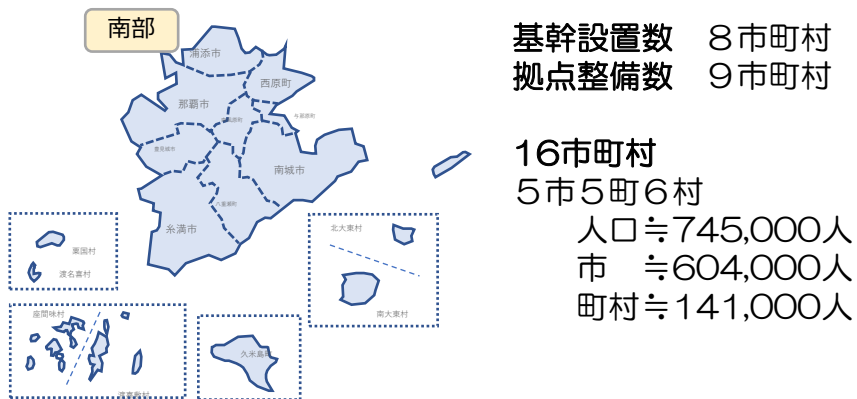
その協議会が行政主導型で運営がされている市町村においては、その担当者の異動があると、協議会の全体的な気運が低下し、運営が形骸化してしまう傾向があります。担当者が変わることで、これまでの取り組みが途切れたり、新たな担当者が前任者の方針や意図を十分に引き継げない場合があるため、協議会の活動に対する関心や積極的な取り組みが薄れてしまうことも少なくありません。

さらに、リーダー的存在として重要な役割を果たしていた委託相談員（基幹）が離職（または休職）した場合、その影響は非常に大きく、協議会の運営が一気に停滞する恐れがあります。委託相談員はその専門的な知識や経験をもとに、協議会の方向性を示し、担当者を支援する中心的な存在であるため、その離職によって運営の連続性が大きく損なわれることになります。

このため、リーダー的な役割を果たす主任レベルの人材の育成は急務です。

基幹設置・拠点整備のポイント② 中部及び南部圏域の取組例

1 現状



2 課題

■南部圏域における課題

県内で基幹相談支援センターが未設置の15市町村のうち、10町村が南部圏域の小規模離島町村となっている。

10町村に対して、基幹相談支援センター設置に向けて小規模離島町村の特有の課題を踏まえた支援を実施していく必要がある。

3 取組

県の取組

■基幹相談支援センター未設置市町村研修実施

令和7年8月25日（月）

対象：離島10町村、本島5市町村

- ①北部圏域の8町村共同設置の事例共有
- ②小規模離島町村で島外（沖縄本島）の相談支援事業所が委託相談を実施している事例の報告。
基幹相談支援センター設置を見据えた取組を紹介。

■国庫補助事業を活用した研修実施

令和7年12月3日（水）

対象：離島10町村、本島5市町村

市町村の取組

■基幹相談支援センター未設置市町村研修実施を受けた市町村の取組

県内の同規模の市町村が基幹相談支援センターを設置した事例を踏まえ、自らの町村における基幹相談支援センターに求められる機能や設置方法について検討を行う。

また、同規模の町村間の横の繋がりを構築し、相談支援体制整備に向けた情報交換を実施。

■国庫補助事業を活用した研修実施

まとめ

1 基幹相談支援センター・地域生活支援拠点整備に向けた市町村自立支援協議会の重要性

基幹相談支援センター設置及び地域生活支援拠点整備にあたっては、自らの市町村においてどのような機能が求められていて、どのような方法で運営していくかについて、自立支援協議会で継続的な協議を実施していくことが重要。

2 市町村自立支援協議会を支える県の支援体制の重要性

市町村の自立支援協議会での協議が継続的かつ円滑に実施されるために、県全体での研修を定期的を実施するとともに、圏域アドバイザーが市町村の現場に直接出向き、助言等を実施していくことが重要。